

千曲都市計画

(千曲市)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

長野県

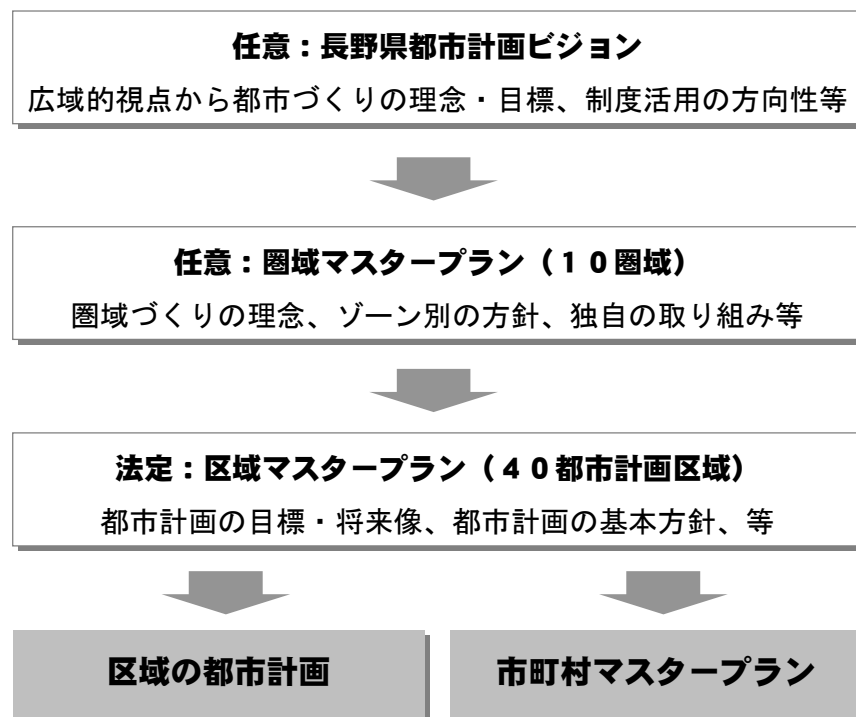
## はじめに

### 1 都市計画区域マスタープランとは

すべての都市計画区域について、都道府県が「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を定めることとされ、その内容は、以下の3つの事項とされました。

- ① 都市計画の目標
- ② 区域区分の決定の有無及び区分する場合はその方針
- ③ 主要な都市計画の決定方針

- 概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、概ね10年後を目標年次としています。
- 県土全体を見据えた都市づくりの目標と方向性を示す「長野県都市計画ビジョン」と県土全体を10の圏域に分けた「圏域マスタープラン」を踏まえ、県が広域的な観点から定めております。



### 2 策定方法

地域別懇談会やニューズレター等により県民の皆様から意見をいただきながら策定した従前計画を基に、社会経済情勢の変化や地球温暖化への対応、市町村合併等を反映して見直し、都市計画法の手続きを経て都市計画変更されました。

## 【都市計画策定の経緯の概要】

千曲都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（長野県決定）

事 項	時 期	備 考
公聴会のための素案の閲覧	平成 24 年 8 月 6 日（月）から 平成 24 年 8 月 24 日（金）まで	
公聴会 （都市計画法第 16 条第 1 項）	平成 24 年 8 月 25 日（土）	公述申出なし につき中止
関東地方整備局長事前協議	平成 24 年 10 月 26 日（金）	
市町村意見聴取 （都市計画法第 18 条第 1 項）	平成 24 年 11 月 20 日（火）	
市町村意見聴取回答	平成 24 年 11 月 27 日（火）	
関東地方整備局長事前協議回答	平成 24 年 11 月 30 日（金）	
計画案の公告 （都市計画法第 17 条第 1 項）	平成 24 年 12 月 6 日（木）	
計画案の縦覧 （都市計画法第 17 条第 1 項）	平成 24 年 12 月 6 日（木）から 平成 24 年 12 月 20 日（木）まで	意見書の提出 なし
長野県都市計画審議会 （都市計画法第 18 条第 1 項）	平成 25 年 2 月 7 日（木）	
国土交通大臣本協議 （都市計画法第 18 条第 3 項）	平成 25 年 3 月 4 日（月）	
国土交通大臣本協議回答	平成 25 年 3 月 12 日（火）	
決定告示 （都市計画法第 20 条第 1 項）	平成 25 年 3 月 28 日（木）	

## 変 更 理 由 書

「千曲都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、平成 16 年 3 月の策定以降、約 9 年が経過したところです。

今般、平成 22 年度に実施した都市計画法第 6 条の規定に基づく都市計画に関する基礎調査の結果等を踏まえ、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設、市街地再開発事業等についておおむねの配置、規模等を示し、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、次のとおり変更するものです。

## 目 次

<b>1 都市計画の目標</b> .....	1
(1) 都市計画区域の範囲と目標年次 .....	1
ア 都市計画区域の範囲 .....	1
イ 目標年次 .....	1
(2) 都市づくりの基本理念 .....	1
ア 都市づくりの基本理念 .....	1
イ 都市づくりの目標 .....	2
(3) 地域毎の市街地像 .....	3
<b>2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針</b> .....	5
(1) 区域区分の決定の有無 .....	5
(2) 区域区分の方針 .....	6
ア おおむねの人口 .....	6
<b>3 主要な都市計画の決定の方針</b> .....	7
(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	7
ア 主要用途の配置の方針 .....	7
イ 土地利用の方針 .....	8
(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	10
ア 交通施設の都市計画の決定の方針 .....	10
イ 下水道及び河川の都市計画の決定の方針 .....	14
ウ その他の都市施設の都市計画の決定の方針 .....	15
(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	15
ア 主要な市街地開発事業の決定の方針 .....	15
イ 市街地整備の目標 .....	15
(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 .....	16
ア 基本方針 .....	16
イ 主要な緑地の配置の方針 .....	16
ウ 実現のための具体の都市計画制度の方針 .....	18
エ 主要な緑地の確保目標 .....	18

## 千曲都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

### 1 都市計画の目標

#### (1) 都市計画区域の範囲と目標年次

##### ア 都市計画区域の範囲

- ・ 都市計画区域の名称：千曲都市計画区域
- ・ 対象市町村：千曲市
- ・ 範囲：千曲市の一部

##### イ 目標年次

- ・ 都市計画の基本的な方向 平成 42 年
- ・ 都市施設などの整備目標 平成 32 年（中間年 平成 27 年）

#### (2) 都市づくりの基本理念

##### ア 都市づくりの基本理念

本区域は、長野市と上田市の中間に位置し、交通の要衝として発展してきた。長野自動車道及び上信越自動車道の結節点に位置するとともに、北陸新幹線の長野・金沢間の開通に伴い人・物・情報の流れが変化することが予想され、高速交通網を活用した交流拠点・産業拠点としての役割が期待されている。

一方、古くから北国街道の宿場町として栄え、歴史的なまちなみも残し、さらに千曲川や月の名所「姨捨山」（冠着山）に代表される豊かな自然環境をはじめ、「あんず・科野の里、さらしな・姨捨名月の里」そして開湯 100 年を誇る戸倉上山田温泉などの自然・歴史・文化を受け継ぐ地域資源が多く存在している。

本区域は、平成 15 年 9 月に更埴市、戸倉町及び上山田町の合併により一つの都市計画区域として統合された都市計画区域であり、新しい時代に向けたまちづくりが望まれている。

このため本区域は、自然・歴史・文化を継承しながら、新しい時代に対応したより魅力的な都市を形成するため、本区域の都市づくりの基本理念を以下のように設定する。

**「千曲の魅力が交流と活力を育み、未来を拓く躍動都市の創造」**

## イ 都市づくりの目標

都市づくりの目標を次のとおり設定し、前記に示した基本理念の実現を目指す。

### (ア) 自然と共生する持続可能な都市づくり

豊かな自然環境を保全しつつ、この資源を都市の魅力として有効に活用するため、自然と共生する都市づくりを目指す。

河川や山林を保全するとともに、農林業との健全な調和を図りながら、秩序ある市街地整備を効率的に実施していく。

自然環境の恵みを享受しつつ、持続可能な循環型社会を実現するために、「低炭素都市づくり<sup>※</sup>ガイドライン」に基づいた都市づくりを目指す。

都市における社会経済活動に起因する環境への負荷を低減するため、都市施設の適切な配置や既存ストックの有効活用を促進することにより、多様な都市機能がコンパクトに集積する集約型都市構造の実現を目指す。

### (イ) 歴史・文化を活かした活力ある交流都市づくり

地域に根ざした歴史・文化を再評価し、これらを活かしながら、新たな交流を促す都市づくりを目指す。

歴史的なまちなみや名勝などの維持・保存や、観光地としての魅力向上を図る整備を行う。

### (ウ) 人にやさしい安全・安心で快適な都市づくり

ユニバーサルデザイン<sup>※</sup>の考え方にに基づき、誰もが安全・快適な都市生活を営むことが出来る都市づくりを目指す。

特に、市街地内や観光地周辺においては、ノーマライゼーション<sup>※</sup>の視点に立った人にやさしい都市基盤整備を積極的に進める。

また、河川を活かしたやすらぎの空間整備を行う。

市民生活や都市活動を安全に行っていくため、防災施設の整備など総合的な対策によって、災害に強い都市づくりを進める。

### (エ) 協働による個性ある都市づくりの実践

住民等が主体的に街づくりに参加できる仕組みを整備し、住民、NPO、事業者及び行政の協働による都市づくりを実施する。

---

<sup>※</sup> 低炭素都市づくり

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を削減する「低炭素社会」を実現させる都市のこと。低炭素都市づくりとは、低炭素都市の実現を目指し、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの活用、さらに都市をコンパクト化するなど、CO<sub>2</sub>排出量などの環境負荷の小さな都市構造にしていくことなどをいう。

<sup>※</sup> ユニバーサルデザイン

高齢者を含む出来る限りすべての人が、安全かつ快適に利用できるように公共施設や建物、製品などをデザインするという、バリアフリーをさらに進めた考え方。

<sup>※</sup> ノーマライゼーション

障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方を指す。

### (3) 地域毎の市街地像

本区域は、次の7つの地域に分けて整備を進める。

#### ア 都市拠点地域

しなの鉄道屋代駅前周辺から稲荷山地区及びしなの鉄道戸倉駅周辺地区から戸倉上山田温泉地区は、中心的な都市拠点として大規模店舗やその他商業・業務施設が集積しており、本区域の中心的な商業・業務機能を担う地域であり、今後とも都市機能の集積を図る。

#### イ 観光文化交流拠点地域

##### (7) 都市型観光

戸倉上山田温泉及び新戸倉温泉周辺は、長野県でも有数の温泉地であり、温泉街を中心とした観光地として魅力ある商業集積とまちなみ形成を図る。

##### (4) 自然型観光

日本一の「あんずの里」として知られている森・倉科地区や、国指定の名勝であり日本の棚田百選にも認定された「棚田」、「田毎の月」として全国に知られている姨捨地区、東日本最大級の「森將軍塚古墳」や「県立歴史館」のある科野の里地区、善光寺街道の宿場町として形成された歴史ある稲荷山地区などは、観光資源の保全と、観光地として魅力ある環境整備を図る。

#### ウ 産業拠点地域

更埴ジャンクション周辺・長野自動車道更埴インターチェンジ周辺・雨宮地区・八幡地区は、本区域の産業拠点として流通業務施設や工業施設が集積しており、今後とも産業集積を図る。

#### エ その他市街地

その他用途地域内の市街地においては、自然環境との調和を図りつつ良好な居住環境の維持・向上を図るため、面的整備を含む計画的な市街地整備を図る。また、既存の工場・流通施設については、周辺環境と調和を図りつつ維持・向上を図る。

#### オ ふるさとの農用地※（農業地域及び田園集落地域）

市街地周辺に展開する農地及びその集落一帯は、農村(田園)景観の保全を図りつつ、集落のコミュニティの維持・活性化や生活環境の改善のための基盤施設の整備を図る。

#### カ 自然と共生するゾーン

上記に区分されない地域については、基本的に現在の良好な自然環境の維持・保全を図りながら、一方で木材資源の利用、環境教育活動によるふれあいなど、資源の有効活用によって自然との共生を図る地域として位置付ける。

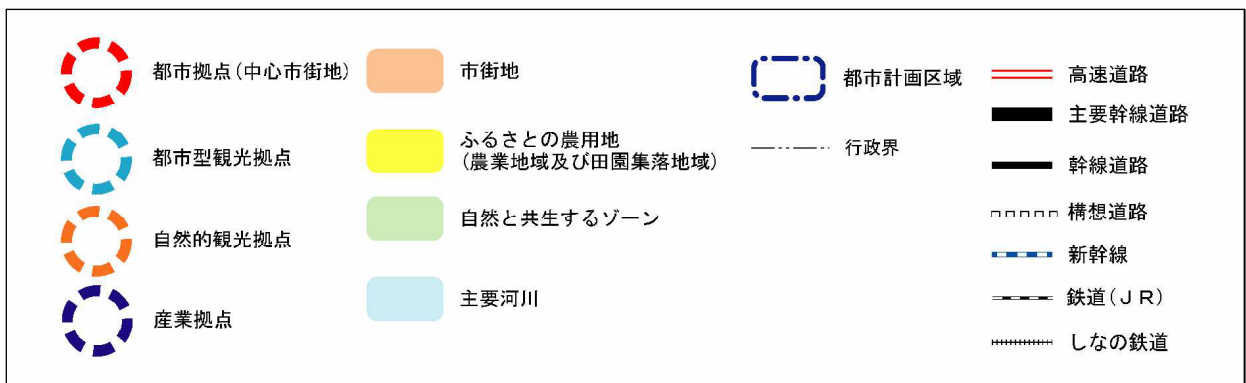
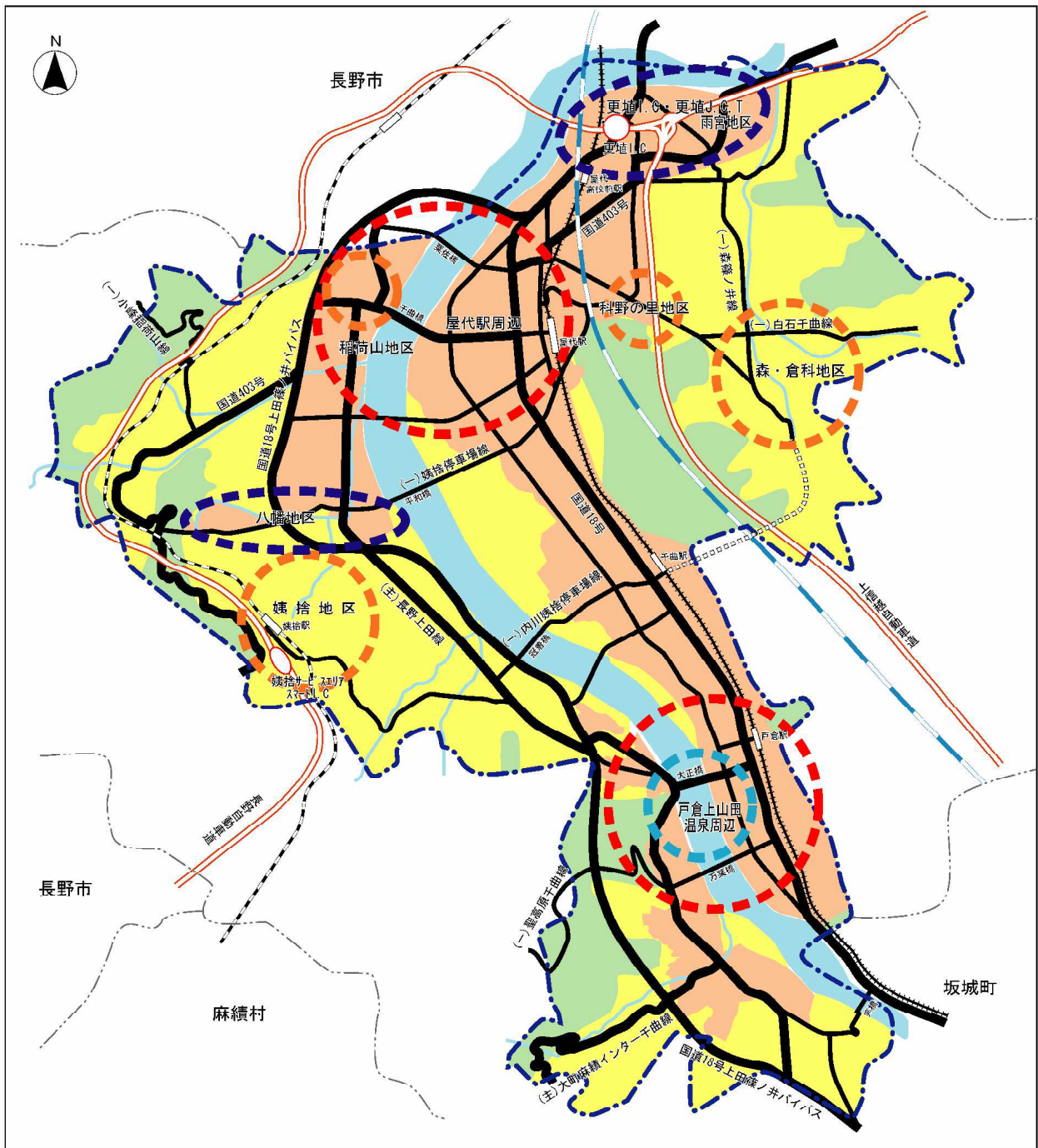
---

※ ふるさとの農用地

農業の営みにより形成された美しい農村景観は、やすらぎや懐かしさを感じさせるものであり、このような状況を指す（造語）



# ◆都市構造図（千曲都市計画区域）



## 2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### (1) 区域区分の決定の有無

**本都市計画に区域区分を定めない。**

なお、定めないとした根拠は、次のとおりである。

#### ア 県下同一基準での判断結果

県では、人口の動向・土地利用の状況に着目し、県下同一の判断基準に基づいて、本区域における区域区分の必要性がやや低いと判断した。その概要は以下のとおりである。

- ・本区域における平成12年から平成17年の人口推移は、用途地域内で90人の人口減少、用途地域外で444人の人口減少と用途地域内外のいずれにおいても人口減少傾向を示しており、用途地域外への宅地化の拡散抑制の必要性が低いと判断できる。
- ・本区域の用途地域内の道路面積率は13.2%（平成22年度都市計画基礎調査）であり、住宅地として望ましいとされる15%を下回っており、また、老朽木造密集地帯など基盤整備が遅れている地区が存在することから、市街地整備の必要があると判断できる。

#### イ 地域特性を考慮した区域区分の検討

本区域の市街地外においては、大部分が「農業振興地域の整備に関する法律」の規定に基づく農用地区域、「森林法」の規定に基づく地域森林計画対象森林などに指定され、開発は制限されているとともに、「千曲市宅地開発等指導要綱」等により適正な誘導が行われている。今後もこのような方策を継続し、周辺環境と調和したまちづくりを進める方針のため、急激かつ無秩序な市街化は進展しないものと考えられる。

#### ウ 区域区分以外の各種都市計画手法の適用を前提として「区域区分」は行わない

本区域は、アでは区域区分の必要性は低いと判断され、イに示す地域特性を踏まえ、急激な人口増加や市街化は考えにくい。よって、区域区分以外の都市計画手法による土地利用の規制・誘導を進め、必要な都市基盤の整備・充実を図るとともに、周囲の環境と調和した計画的な土地利用を図る。

このような本区域の状況と考え方を踏まえて、以下のような方針とする。

本区域は、今後、他の法令との適切な連携のもとで、各種都市計画手法及び建築基準法に基づく制度の活用等により、計画的な土地利用の実現を前提として、区域区分は定めない。

## (参 考)

### 「区域区分」とは

「区域区分」とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を優先的・計画的に市街化を図る「市街化区域」と、市街化を抑制する「市街化調整区域」とに区分することで、一般に「線引き」といわれている。

### 「区域区分」を「する」か「しない」かは県が判断

平成 12 年 5 月の改正以前の都市計画法では、「区域区分」をするか、しないかは国が法律によって定め、当分の間、一定の条件を満たす都市計画区域を対象として、限定的に実施されてきた。しかし、高度成長期の「都市化社会」から安定・成熟した「都市型社会」への移行など、近年の社会経済情勢の大きな変化を踏まえ、平成 12 年 5 月の都市計画法の改正により、「区域区分」については、広域的な観点から県が、地域の状況に応じて区域毎に判断することとなった。

## (2) 区域区分の方針

前項で記述のとおり、本区域では区域区分は行わないため、本項目に対する記述は要しないが、本区域の基本理念に基づき、計画的なまちづくりの実現に向け、今後の人口について以下のとおり参考表記する。

### ア おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

年 次	平成 17 年 (基準年)	平成 27 年 (中間年)	平成 32 年 (目標年)
都市計画区域内人口	63.7 千人	おおむね 60.6 千人	おおむね 58.2 千人

(注) 平成 17 年基準年人口は、「国勢調査」及び「都市計画基礎調査」による統計値。

平成 27・32 年欄の都市計画区域内人口は、国立社会保障・人口問題研究所によるコーホート要因法により算出した行政区域人口から、回帰式による都市計画区域外人口を除いて算定。

### 3 主要な都市計画の決定の方針

#### (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### ア 主要用途の配置の方針

##### (7) 商業・業務地

###### a 中心商業地

しなの鉄道屋代駅周辺及び稲荷山地区を中心商業・業務地として位置付け、にぎわいのある中心市街地として、都市基盤の充実や商業・業務・サービス施設の計画的な立地誘導により、都市機能の集積を図る。

###### b 観光系商業地

戸倉上山田温泉地区は、温泉観光地及び商業地として位置付け、ホテル、旅館、土産物店、飲食店等、観光客や近隣住民にとって魅力ある商業施設の立地を誘導する。

###### c 地区商業地

しなの鉄道戸倉駅前、戸倉地区の一般国道 18 号沿線及び八幡地区の主要地方道長野上田線沿線は、地区住民の日常生活サービスなど地区の中心的な役割を担う商業地として位置付け、魅力ある商業施設の立地を誘導する。

##### (4) 工業地

###### a 専用系工業地

工業地域又は工業専用地域の新田地区、鋳物師屋地区、更埴ジャンクション周辺及び三本木地区内工業団地を本区域の中心的な役割を担う流通・工業地として位置付け、公害防止に配慮しつつ、生産機能の向上を図るとともに、周辺環境整備を促進する。

長野自動車道更埴インターチェンジ周辺・雨宮地区北部については、既に工業施設の立地もみられ、交通利便性に優れることから、今後も良好な工業地の誘導を図る。

八幡工業団地及びその周辺は、一般国道 18 号バイパスの交通の利便性を生かし、今後の土地利用に際しても計画的な土地利用及び工業地の誘導を図る。

###### b 複合系工業地

準工業地域の一般国道 18 号沿線の屋代地区、粟佐地区、寂蒔地区、鋳物師屋地区、内川地区、上徳間地区、磯部地区及び千曲川右岸都市計画道路黒彦線沿いを流通・工業地として位置付け、周辺の住環境などに配慮した企業の立地環境の整備や計画的な立地誘導を図りながら産業基盤施設の集積を進め、機能的な生産環境を形成する。

## (ウ) 住宅地

### a 専用系住宅地

屋代中学校周辺地区、屋代横町地区、更埴団地周辺地区、千曲川沿いの杭瀬下地区、更埴西中学校周辺地区、一般県道上田千曲長野自転車道沿線の八幡地区、志川団地地区、寂蒔団地周辺地区、内川地区及びしなの鉄道東側の磯部地区に位置する戸建住宅地については、中低層階の住宅地としての良好な住環境の改善・向上を図る。

みすず団地地区、杭瀬下地区、稲荷山養護学校周辺地区、白樺団地地区、八幡団地周辺地区、内川地区、千本柳地区、上徳間地区、戸倉小学校周辺地区、磯部地区、住吉公園周辺地区及び上山田小学校周辺地区に位置する住宅地は、中高層の住宅地として良好な住環境の改善・向上を図る。

### b 沿道系住宅地

一般国道 18 号、一般国道 18 号上田篠ノ井バイパス、都市計画道路 3・4・3 号千曲線、3・4・13 号一重山線、3・4・14 号駅前線等の幹線道路の沿道については、沿道からの一定範囲に交通利便性を活かした沿道サービス施設の立地を許容し、住宅と沿道サービス施設が融合する地区とする。

### c 一般住宅地

専用系の住宅地及び沿道系以外の住宅地は、一般住宅地として位置付け、住宅を中心とした生活環境の改善・向上を図る。

## イ 土地利用の方針

### (ア) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

本区域においては、市町の合併による旧行政界境における用途地域の不連続性及び道路網との不整合を生じている地区の用途地域を見直すとともに、状況に応じて建物用途の混在する地区の用途転換・用途純化を推進する。

### (イ) 居住環境の改善又は維持に関する方針

老朽建物の密集や、区画街路の未整備など、居住環境の改善を図るべき地区については、居住環境整備事業、土地区画整理事業等の事業手法や、地区計画等の適切な土地利用規制を導入し、居住環境の改善を図る。

### (ウ) 都市内の緑化又は都市の風致の維持に関する方針

都市内に点在する農地や社寺樹林地などの都市緑地については、良好な環境を形成する要素として積極的に保全を図る。また、歴史や文化を残す景観の維持・保全に努める。さらに、都市公園、千曲川の河川緑地などの整備・保全を図る。

### (イ) 優良な農地との健全な調和に関する方針

「長野県農業振興地域整備基本方針」に基づき、農業振興地域整備計画で定める農用地区域として設定されている集团的優良農地や、ほ場整備事業などの農業基盤整備事業の受益地等は、その維持・保全を図る。また、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整、計画的な土地利用及び農地の有効利用を図り、優良農地の確保・保全に努める。

特に、森・倉科地区のあんず畑及び文化財保護法に基づく重要文化的景観に選定された姨捨地区の棚田については、本区域を特徴づける観光・景観資源であることから、今後とも適切かつ積極的にその保全を図る。

### (ロ) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

土砂災害から住民の生命を守るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害のおそれのある区域についての危険周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

### (ハ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

区域を取りまく山地、丘陵地、千曲川、さらに優良農用地などの恵まれた自然環境は、良好な都市環境を維持する上からも貴重な要素であることから、「生物多様性ながの県戦略」に基づいた取り組みを進める等、生物多様性にも配慮しながら、これらの自然資源の保全を図る。

森林地域や農業地域については、「森林法」に基づく保安林の指定、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農用地区域の指定等により、地域の保全を図る。

### (ニ) 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

合併前の都市計画区域界における用途地域が不連続な地域、幹線道路沿道等については、関係機関と調整を図りつつ、計画的な土地利用の規制・誘導を図るため、用途地域の見直しを行う。

しなの鉄道千曲駅周辺などの新たな土地利用の需要増加が予想される地域は、市街地のスプロール化を防ぎ、計画的な都市機能の拡充及び地域活力の向上を図るため、新たな用途地域の決定を検討する。

長野自動車道更埴インターチェンジ周辺、雨宮地区北部、八幡工業団地及びその周辺は、既存の工業系用途地域内に誘導できない大規模な工業用地需要等に対応するため、計画的な土地利用及び工業地への誘導が図れるように工業系用途地域の決定を検討する。

用途地域の指定のない区域（白地地域）の建物の形態規制については、地域の土地利用の状況や、まちづくりの方針などから、用途地域周辺区域、郊外幹線沿道区

域、既存集落区域、田園集落区域、田園区域、工業団地区域など、地域各々の特性を踏まえた制限値とし、良好な市街地環境の確保を図る。

また、宅地化がみられない森林地域については、現在の自然環境を保全するための制限値とする。

## (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### ア 交通施設の都市計画の決定の方針

#### (7) 基本方針

##### a 交通体系の整備の方針

本区域における主要な交通網としては、長野自動車道、上信越自動車道、北陸新幹線、JR篠ノ井線、しなの鉄道があり、その他主要な幹線道路については、一般国道 18 号、一般国道 18 号上田篠ノ井バイパスが南北方向に、一般国道 403 号が東西方向に走っており、それを補完する形で、主要地方道及び一般県道が配置されている。

本区域では、平成 15 年の合併に伴い、地域の一体化や均衡ある発展、地域内外の円滑な交流をめざしている。

道路交通量の増大と現状での交通容量不足に伴う幹線道路の慢性的な交通渋滞といった問題に加え、分庁舎方式による行政サービスや既存施設の有効利用といった点において地域拠点間の連携強化が課題となっており、新しいまちづくりに向けた交通体系の整備が必要となっている。

そのため、道路の役割分担（域内交通と域外交通の分離等）を明確にした道路網の整備を促進し、中心市街地の混雑緩和、本区域と周辺市町村との連絡性の向上及び区域内の各地域拠点の発展を促し、中心市街地と地域拠点間の連携強化を図る。

その他公共交通機関については、長野電鉄屋代線の廃止に伴う代替交通確保やバス路線の見直しなどにより、公共交通機関の利便性の向上と効率的な運行を図るとともに、跡地については、沿線市と連携して有効に活用するための検討を進める。

また、観光拠点において駐車場が不足していることから、駐車場整備を促進する。

##### b 整備水準の目標

都市計画道路として都市計画決定済み延長約 71.28km のうち、平成 22 年度末現在では、市街地内（用途地域内）で約 22.1km (1.5 km/km<sup>2</sup>) が整備されている。基本方針に基づき、今後とも計画的な道路整備の推進を図るものとする。

また、道路環境の向上及び公共交通の整備についても、関係機関と協議を行いながら整備の推進を図る。

## (イ) 主要な施設の配置の方針

### a 道路

#### (a) 高速自動車国道

上信越自動車道及び長野自動車道を、首都圏、中京圏及び近畿圏のほか、北陸圏や主要都市間を結ぶ広域連絡軸として位置付ける。

長野自動車道姨捨スマートインターチェンジのフル規格化に向けた取り組みを推進するとともに、上信越道におけるスマートインターチェンジ設置の実現性の検討を行い、高速道路の利便性の向上を図る。

#### (b) 主要幹線道路

本区域と周辺市町村を相互に連絡する路線のうち、本区域の南北方向の主軸を形成する道路として、

- ・ 一般国道 18 号
- ・ 一般国道 18 号上田篠ノ井バイパス

を位置付け、東西方向の主軸を形成する道路として、

- ・ 一般国道 403 号

を位置付け、本区域と周辺市町村との連絡性の向上を図る。

本区域内の都市拠点及び地域拠点を連絡し、高速自動車国道及び南北方向・東西方向の主軸道路とともに本区域内の広域交通の快適な走行性を確保するための道路として、

- ・ 主要地方道長野上田線
- ・ 主要地方道大町麻績インター千曲線

を位置付け、本区域と周辺市町村との連絡性の向上及び区域内の各地域拠点の発展を促し、中心市街地と地域拠点間の連携の強化に資する道路網の形成を図る。

#### (c) 幹線道路

主要幹線道路を補完し、区域内の各地域及び隣接市町村間を結ぶ幹線道路として、

- ・ 一般県道森篠ノ井線
- ・ 一般県道白石千曲線
- ・ 一般県道屋代停車場線
- ・ 一般県道姨捨停車場線
- ・ 一般県道小峰稻荷山線
- ・ 一般県道戸倉停車場線
- ・ 一般県道内川姨捨停車場線
- ・ 一般県道聖高原千曲線
- ・ 一般県道新田坂城停車場線
- ・ 3・4・1号駅前通り線
- ・ 3・4・3号千曲線
- ・ 3・4・13号一重山線
- ・ 3・4・15号旧国道線
- ・ 3・4・16号屋代東線
- ・ 3・4・17号八幡宮線
- ・ 3・5・19号温泉前線
- ・ 3・4・23号黒彦線
- ・ 3・4・24号若宮線
- ・ 3・5・20号栗佐橋線
- ・ 3・5・28号歴史公園線

を位置付け、区域内の各地域拠点の発展を促すとともに、中心市街地と地域拠点



間の連携の強化に資する道路網の形成を図る。

#### (d) 補助幹線道路等

上記以外の都市計画道路等については、それぞれの地域における通行機能、空間形成機能、街区形成機能を担う補助幹線道路、区画道路として位置付け、必要な整備を進めていく。

#### (e) 歩道等

稲荷山地区において、

- ・ 8・7・1号荒町西線
- ・ 8・7・2号長雲寺線
- ・ 8・7・3号荒町西川線
- ・ 8・7・4号八郎右エ門線
- ・ 8・7・5号白銀町線
- ・ 8・7・6号田町線
- ・ 8・7・7号東町線
- ・ 8・7・8号本八日劇場線
- ・ 8・7・9号黒川南線
- ・ 8・7・10号本八日東線
- ・ 8・7・11号旭町千曲町線
- ・ 8・7・12号極楽寺参道線
- ・ 8・7・13号稲荷山桑原線
- ・ 8・7・14号上田町線
- ・ 8・7・15号稲荷山本線

を歩行者優先道路として位置づけ、歩いて楽しい空間となる歴史的まちなみの形成を図る。

森・倉科地区、姨捨地区等の観光地を訪れる人が、快適な散策を楽しむことができる遊歩道ネットワークの形成を推進する。

自転車道として千曲川左岸に一般県道上田千曲長野自転車道を配置する。

道路整備にあたっては、歩行空間の確保や植樹帯の設置など、道路空間の快適性と景観の向上に努めるとともに、高齢化等に対応したユニバーサルデザインによる整備を推進する。

### b 公共交通

広域幹線交通として北陸新幹線が、幹線交通網としてしなの鉄道が、本区域を南北方向に通る、都市拠点となるしなの鉄道屋代駅及び都市型観光拠点となるしなの鉄道戸倉駅が配置されている。また、本区域西側には、自然型観光拠点となるJR篠ノ井線姨捨駅が配置されている。今後も、高齢者など交通弱者の交通手段の確保、交通不便地区の解消、観光拠点の連携及び公共施設の利用促進を図るため、しなの鉄道の屋代高校前駅、屋代駅、千曲駅、戸倉駅及びJR篠ノ井線姨捨駅と、更埴、戸倉及び上山田の各庁舎間並びに観光拠点との公共交通による連絡強化を推進する。

### c 駐車場

戸倉上山田温泉地区、森・倉科地区、姨捨地区等の観光拠点に対応した駐車場を整備し、観光の利便性及び商業の活性化を図る。

高速バスの停留所におけるパーク・アンド・バスライド駐車場の整備について検討する。

(ウ) 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備することを予定する施設は、次のとおりとする。

種 別	路線名称
道 路	3・4・13号一重山線
	3・4・15号旧国道線
	3・4・3号千曲線
	3・4・17号八幡宮線
	3・3・21号上田篠ノ井線（一般国道18号上田篠ノ井バイパス）
	3・4・1号駅前通り線
	3・5・5号戸倉上山田線（主要地方道大町麻績インター千曲線）
	3・3・22号上田篠ノ井線（一般国道18号上田篠ノ井バイパス）
	3・5・8号中央通り線
	3・5・28号歴史公園線 一般県道内川姨捨停車場線（冠着橋）

## イ 下水道及び河川の都市計画の決定方針

### (7) 基本方針

#### a 下水道及び河川の整備の方針

##### (a) 下水道

公共水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、公共下水道及び流域下水道の整備を促進し、併せて雨水浸水による都市災害を防止するため、雨水幹線の整備を図る。

##### (b) 河川

災害発生が予想される河川の改修事業により、自然災害の防止に努め、総合的な治水事業による整備を促進し、河川流域における安全の確保を図る。

また、治水機能だけでなく都市景観や親水性の向上、水質の浄化、自然環境の保全などに配慮した「多自然川づくり」を促進し、うるおいのある水辺空間を創出する。

#### b 整備水準の目標

##### (a) 下水道

本区域は、千曲川流域下水道上流処理区に含まれ、汚水の計画処理面積は2,167haで、平成23年度末現在、普及率91.3%まで整備されている。

基本方針に基づき、今後とも計画的に管渠等の整備を進め、普及・促進を図る。

また、雨水排水区については、基本方針に基づき、今後とも計画的整備を進める。

##### (b) 河川

今後とも計画的な河川改修の促進や適正な維持管理に努める。

### (イ) 主要な施設の配置の方針

#### a 下水道

本区域における汚水・雨水の処理のため、千曲川流域下水道及び公共下水道基本計画に基づき整備を推進する。

雨水幹線は、河川事業等と連携しつつ、排水不良区域や浸水地域の解消を目指して配置する。

また、公共下水道処理区域外においては、合併処理浄化槽の導入・普及を図る。

#### b 河川

配置方針は、現在の河川流域を基本とし、河川整備計画の考えに基づいた治水対策を進める。

#### (ウ) 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備することを予定する主要な施設は、以下のとおりである。

種 別	施 設 名
流域下水道	千曲川流域下水道上流処理区
公共下水道	千曲川流域関連千曲市公共下水道
公共下水道 (雨水)	尾米川排水区、伊勢宮川排水区、温泉排水区

#### ウ その他の都市施設の都市計画の決定方針

##### (ア) 基本方針

高齢社会の到来、核家族化の進展等に対応して、健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動の確保を目標として、日常の住民生活に必要な教育文化施設、社会福祉施設、供給処理施設等が整備されてきたが、目標としている都市の将来像を実現するため、施設の整備、充実及び維持管理を図る。

##### (イ) 主要な施設の配置の方針

###### a 供給処理施設

汚物処理場として、千曲市屋代にある既存の千曲衛生センターを位置付ける。

ごみ焼却場として、坂城町にある既存の葛尾組合ごみ焼却場の他に、長野地域ごみ処理広域化基本計画に基づく新たな施設を位置付ける。

火葬場として、坂城町にある既存の葛尾組合火葬場を位置付ける。

##### (ウ) 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に重点的に整備すべき公共施設は、次のとおりである。

種 別	名 称
ごみ処理施設	長野広域連合 B 焼却施設

#### (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

##### ア 主要な市街地開発事業の決定の方針

しなの鉄道屋代駅周辺地区、戸倉上山田温泉地区、新戸倉温泉地区、しなの鉄道戸倉駅周辺地区などの中心市街地・地域拠点における基盤整備を図る。

##### イ 市街地整備の目標

おおむね 10 年以内に整備することを予定する主要な市街地開発事業は、現在のところない。

#### (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

##### ア 基本方針

###### (7) 自然的環境の特徴と現況、整備又は保全の必要性

本区域は、中央部を千曲川が南北に流れ、平坦部には市街地が形成されている。また、市街地に隣接して丘陵が迫る独特の地形・景観を形成している。

人々の活動が広域化・高度化するなかで、自然環境に与える負荷も増大を続け、自然環境を保全する必要性についての認識が深まってきている。

都市における緑は、住民の心にゆとり・やすらぎ・活力を与えるものであり、身近な都市環境を形成する上で重要な役割を果たしている。

このため、「生物多様性ながの県戦略」に基づいた取り組みを進める等、生物多様性の保全にも配慮しながら、自然環境の保全とともに、街路樹の植栽及び公共公益施設の緑化を図り、緑と花のある市街地形成を図る。

公園緑地は、住民のコミュニティ活動やスポーツレクリエーション活動の場であるとともに、美しい都市景観を形成する重要な要素であることから、公園緑地の計画的な整備を積極的に進める。

都市公園は、地域住民のやすらぎと憩いの場として機能しており、また災害時の避難場所としても機能することから、現在の都市公園・緑地に加え、都市公園が不足している地域の計画的な整備・配置を行う。

###### (4) 緑地の確保目標水準

都市公園・緑地の計画的な整備により、不足している緑地面積を確保する。

また、平成23年度に策定された「千曲市緑の基本計画」を基本に整備を進める。

###### (4) 住民一人あたりの公共空地の面積

都市公園や千曲市都市公園条例による街区公園28箇所、近隣公園2箇所、地区公園1箇所及び緑地12箇所の合計面積は68.56haで、市民一人あたり11.04㎡となっている。

引き続き、計画的な都市公園・緑地の整備により、一人あたりの公共空地面積の増加を図る。

##### イ 主要な緑地の配置の方針

###### (7) 環境保全系統

本区域は、千曲川や周辺の山々などをはじめ、多くの自然環境に恵まれており、それらの自然環境は、環境保全系統として積極的に保全するとともに、都市環境の改善、都市防災の強化及び郷土景観の向上を図るため、市街地及びその周辺の緑地に関して、規制、誘導、保全、整備等の諸施策を総合的に展開するものとする。

市街地を取り囲む山々の山麓・稜線及びこれらに連続する樹林地を、緑豊かな都市の骨格として保全を図る。また、採石場等でむき出しになった山肌は、計画的に緑の回復を図るよう事業者へ指導を行う。

都市公園は、都市の気温等の調整及び大気の浄化などの環境面や、都市形態の規制及び本区域の都市景観を特徴づける緑地として配置する。

千曲川をはじめとする河川、湖沼、湧水地等は、野生動植物の生息地や生育地等として重要であり、自然生態系の緑地として保全を図る。

都市の歴史的文化的風土を構成する森・倉科地区の「あんずの里」、姨捨地区の「棚田」、森将軍塚古墳、更級地域一帯（さらしなの里）、城山史跡公園、その他社寺等の緑地は、都市の財産としてその保全を図る。

#### (イ) レクリエーション系統

日常的レクリエーション機能緑地として住民と密接な関わり合いをもつ公園は、住区内土地利用、住区内人口、誘致距離等を勘案して配置する。また、その他の公園は、都市形態、緑地特性及び需要予測を勘案し、有効な位置に配置する。

レクリエーション系統の骨格となる緑地は、千曲川河川敷があげられ、住民の憩いの場及び交流の場として配置する。

また、河川沿いの道路や緑地を中心に歩行者専用道路やサイクリング道の整備を行い、緑地ネットワークの形成を図る。

#### (ウ) 防災系統

防災系統緑地は、住民の生存に係る緑地であるという観点から、過去の被災地及び今後災害の発生するおそれのある地区について、災害を防止・軽減するように緑地の配置を行う。

火災延焼防止及び避難広場としての機能を有する地区公園、近隣公園、運動公園及び総合公園の配置を行う。公園等の多くが更新時期を迎えようとしている中で、施設の計画的な保全・更新や長寿命化を進める。

工場敷地内の緩衝緑地及び幹線道路の街路樹は、都市災害の防止及び公害防止・軽減に資する緩衝緑地的な機能を果たす緑地としても位置づける。

自然災害の発生危険度の高い急斜面地、河川沿い等の緑地は、特に永続性を確保する。

#### (エ) 景観構成系統

区域全体の統一的な景観形成を目指し、山麓・丘陵部の樹林地及び農地を含めた総合的な都市景観の形成を目指す。そのため、農業地域の緑地の保全、農地の荒廃防止及び森林の保全・育成を図り、美しい郷土景観の保全を図る。

また、市街地の背景景観の山並みと市街地に点在する水辺や緑地を、水路や街路樹などの連続性のある緑で結ぶことで、緑の街路のネットワークの形成を図る。なお、緑のシンボルロードとして、しなの鉄道屋代駅から千曲橋にかけては、目抜き通りとしてのシンボリックな並木道の形成を検討する。

社寺、境内地等樹林地は、都市内に存在する数少ない樹林地であることから、良好な景観を有する都市内緑地として重要であり、象徴的かつ景観を特徴づける緑地

として保全を図る。

## ウ 実現のための具体の都市計画制度の方針

### (7) 公園緑地等の整備目標及び配置方針

#### a 街区公園

住区の人口規模に応じ、各住区に適正に配置する。誘致距離や街区パターン、他の公共施設の配置状況及び地形的制約を考慮して、住区単位での配置を推進する。

#### b 近隣公園

各住区内に1箇所配置する。誘致距離、街区パターン、他の公共施設の配置状況及び地形的制約を考慮しながら住区単位での配置を推進する。

#### c 地区公園

各市街地の密度や円滑なアクセスの確保が可能になるように配慮して整備する。それぞれの地域にとって、身近な場所でスポーツを楽しむことのできる空間として、スポーツ施設の整備及び適切な維持管理を行う。

#### d その他の公園緑地

その他の主要な公園緑地として、都市緑地を配置し整備を図る。また、特殊公園（歴史公園）の設置を検討する。

### (4) 緑地保全地域等の決定目標及び決定方針

当面は緑地保全地域等の決定は行わず、これまでの規制による効果や課題を検証しつつ、良好な環境の保全に努める。

なお、住民の発意をもとに「緑化重点地区」及び「緑地保全配慮地区」の設定を検討し、必要に応じて指定を行う。

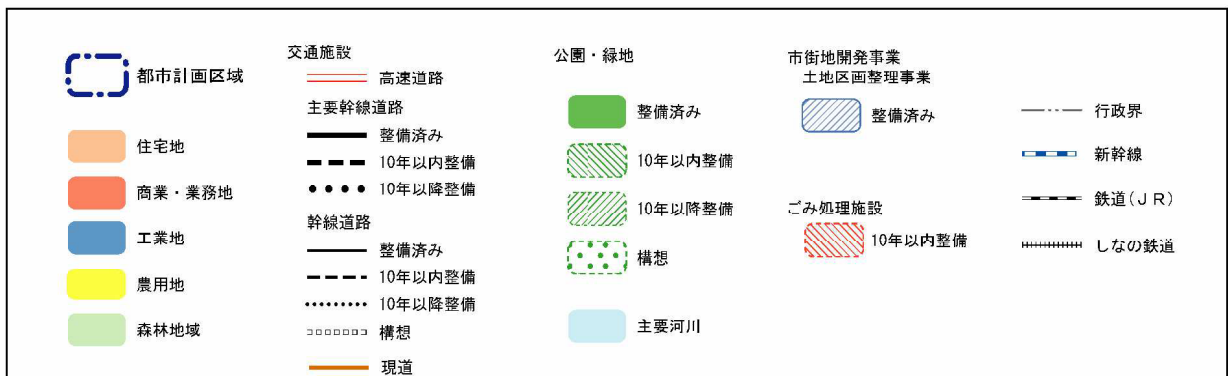
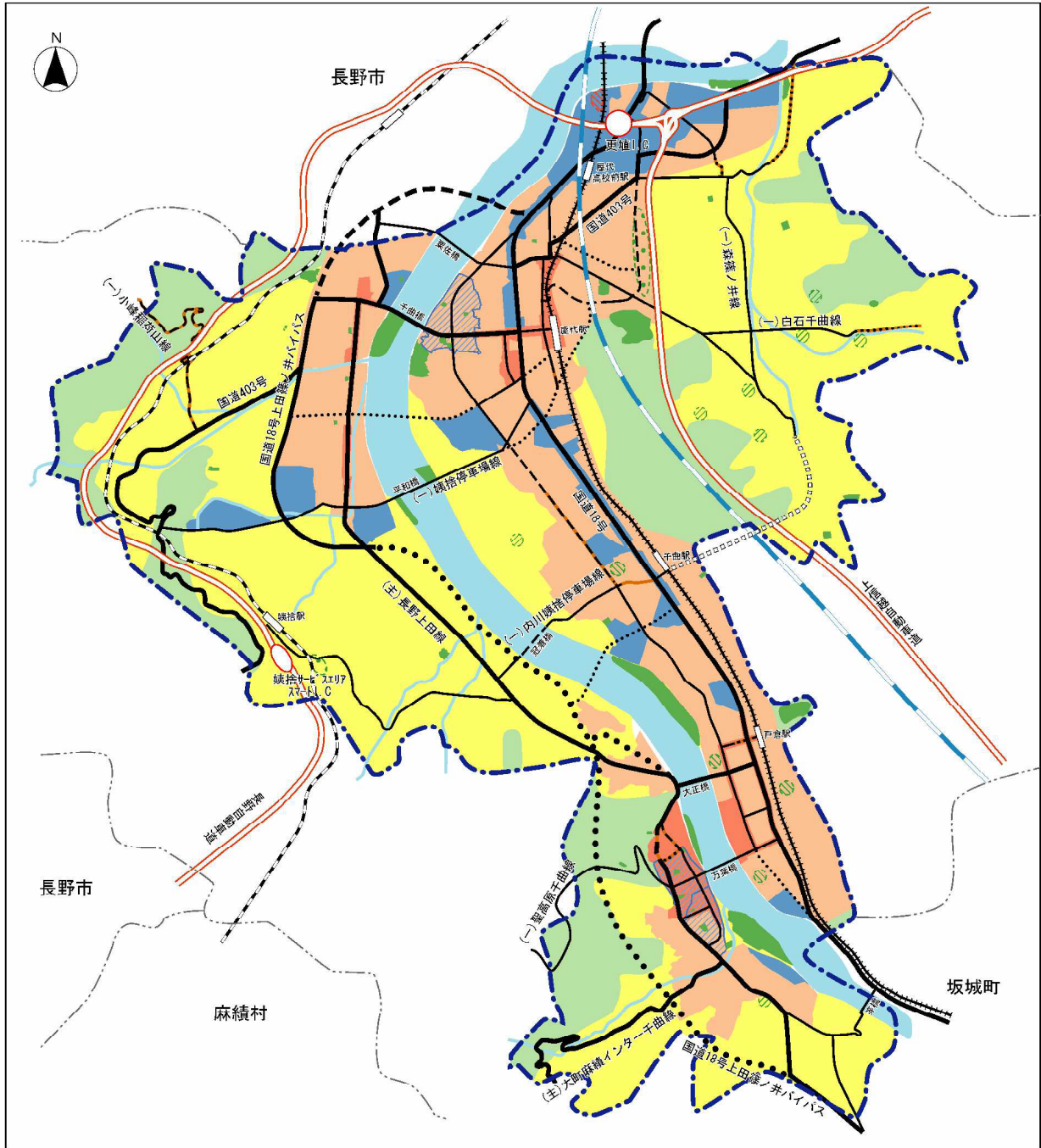
## エ 主要な緑地の確保目標

おおむね10年以内に整備することを予定している主要な公園等の公共空地は、以下のとおりである。

種別	名称
街区公園	寂蒔公園、戸倉駅前広場公園、戸倉砂田地区公園、戸倉川窪地区公園
地区公園	ハイウェイオアシス周辺公園
運動公園	県民グラウンドスポーツ公園
緑地等	若宮アブリコットパーク、さらしなの里展望館周辺公園、自然公園、多目的運動場、中央緑地

※「千曲市美しいまちづくり景観条例」に基づいて、景観形成重点地区に指定された名勝「姨捨（田毎の月）」の姨捨地区及びその周辺部は、地区レベルできめ細かなルールを定めることができる景観形成住民協定が締結されるよう誘導する。

都市計画区域マスタープラン附図  
千曲都市計画区域（千曲市）





**千曲都市計画（千曲市）  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針**

平成25年3月発行

**○長野県千曲建設事務所整備課**

〒387-0007 長野県千曲市大字屋代1881  
TEL 026-273-1720  
FAX 026-273-1722  
E-mail chikuken-seibi@pref.nagano.lg.jp

**○長野県建設部都市計画課**

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
TEL 026-235-7297  
FAX 026-252-7315  
E-mail toshikei@pref.nagano.lg.jp